

SMBC NEWS



2017年3月1日

国务院弁公庁、開発区の改革・発展を促進

国务院弁公庁は2017年1月19日付で「開発区の改革及び刷新的発展の促進に関する若干の意見」（国弁発[2017]7号、以下「本意見」）を公布しました。本意見は開発区に関する初の総合指導文書であり、開発区の発展及び規範化に対して重要な意義があります。

中国の開発区は1984年に初めて設立されて以来、改革開放経済の進展において重要な役割を担い、その数・種類を増加させてきました。その一方、近年は過当競争・差別化の遅れなどの問題が見受けられ、開発区の一層の発展を制約するボトルネックになっていました。

本意見は、中国経済が「新常态」の新たな情勢に直面するなか、開発区の改革・刷新を進めることを目的とし、開発区による供給サイドの構造改革の推進、経済成長の新エネルギーの形成を要求しています。具体的には、たとえば、次のような内容を含んでいます。

- ✓ 隣近接したり小規模で散在する各種開発区の整理・整合・廃止の奨励
- ✓ 都市部にある開発区の都市総合機能区へのモデルチェンジ
- ✓ 既存の工業不動産を利用して生産性サービス業等を行う場合、5年以内は元の用途・土地権利の類型に基づき、土地の継続使用可
- ✓ 原則、各県（市・区）の開発区は1つまで
- ✓ 評価審査制度を設け、審査結果が不合格で是正が不十分な場合、特に長期間土地を占領・開発度が低い開発区について面積を削減・降級・廃止

<本意見の概要>

□ 開発区の形態・配置の合理化

- 開発区の機能位置付けの把握
 - ・ 開発区は、産業発展を主として、製造業・ハイテク産業、生産性サービス業の集積・発展プラットフォームとして、製造強国戦略・刷新駆動型発展戦略を実施する重要な媒体
 - ・ 機能配置を科学的に計画し、生産機能を際立たせ、生活区・ビジネス区・執務区などの都市機能の構築を統一的に計画し、新型都市化発展を促進
 - ・ 主要任務は、引き続きビジネス環境の合理化
- 各種開発区の発展方向の明確化
 - ・ 国家級開発区は、模範・先導の役割を発揮し、先進製造業・戦略的新興産業・加工貿易などの産業の特色を活かし、国際通用規則と連動し、国際競争力を備えたハイレベルな園區を建設し、国際影響力を有する園區ブランドを構築
 - ・ 省級開発区は、地域資源の優位性に頼り、産業要素の集積を推進し、ビジネス環境の国際化レベルを向上させ、主力産業の明確化・産業チェーンの延伸・総合且つ一体的完備の方向へ向け、地域経済の成長拠点となり、地域経済構造の合理化・アップグレードを率先
- 各地域の開発区の協調的発展の推進
 - ・ 東部地区の既存開発区のモデルチェンジ・アップグレードを推進

SMBC NEWS



- ・ 中西部地区・東北地区の開発区のハードウェア・ソフトウェア環境の更なる完備を支持
- ・ 東部地区及び中西部地区・東北地区による開発区共同建設を奨励
- ・ 「一帯一路」の建設・「京津冀」の協同発展・長江経済ベルトの発展を軸とした、モデルチェンジ・アップグレードの模範開発区を建設

□ 開発区のモデルチェンジ・アップグレード

- 開発区の刷新駆動型発展の推進
- 開発区の産業構造合理化の加速
- 開発区の開放型経済発展の促進
- 開発区のグリーン発展実現の推進
- 開発区のインフラレベル向上

□ 開発区体制改革の全面的深化

- 開発区の管理体制完備
- 開発区の整合・合理化による発展促進
 - ・ 開発区の間質化及び低レベルな悪性競争を回避し、立地が隣接・近接している開発区の整合、小規模且つ散在している各種開発区に対する整理・整合・廃止の実行等を奨励
 - ・ 中心都市区に位置する・工業の比重が低い開発区について、都市総合機能区へのモデルチェンジを積極的に推進
- 開発区の行政管理能力の向上
 - ・ 各省（区・市）人民政府は、行政簡素化及び権限委譲の程度を強化し、委譲可能な经济管理権限を、法定の手順に基づき開発区に委譲
- 開発区の投資促進業務の適切な実施
- 開発区建設・運営モデル刷新の推進

□ 開発区の土地利用メカニズムの完備

- 開発区の土地利用政策の合理化
 - ・ 発展が良好・用地を集約した開発区に対して、年度の新規建設用地指標の調整を適度に優遇
 - ・ 既存の工業不動産を利用した生産性サービス業及び創業・創業者の空間・工場刷新等の大衆創業の空間を發展させる場合、5年以内は元の用途及び土地権利の類型に基づき土地を使用し続けることができる
- 開発区の土地利用管理の厳格化
 - ・ 各種開発区の用地は、全て所在市・県の用地統一供給管理に組み入れ、開発区用地・建設計画に基づき、用地構造を合理的に確定

□ 開発区の管理制度完備

- 開発区発展の計画・指導の強化
- 開発区の設立・区域拡張・アップグレード管理の規範化
 - ・ 原則、各県（市・区）の開発区は1つまで
- 開発区の審査批准手順・公告制度の完備
 - ・ 国家級開発区の設立・区域拡張・省級開発区へのアップグレードは、省（区・市）人民政府が国務院に申請し、科学技術部・商務部などが審査し、国務院が審査批准
 - ・ 省級開発区の設立・区域拡張・区域調整は、所在地の人民政府が申請し、省（区・市）人民政府に報告して審査批准を受け、国務院に備案・報告

SMBC NEWS



- 開発区の環境・資源・安全監督管理の強化
- 開発区の評価審査制度の完備
- 開発区の動態管理メカニズムの構築
 - ・ 評価審査制度の審査結果が良好な開発区に対して区域拡張・アップグレードを優先的に考慮し、政策支援度を増大する
 - ・ 審査結果が不合格である開発区に対して、土地新規建設指標を制限し、警告を出し、期限内の是正を命じる
 - ・ 是正が不十分な場合、特に長期間土地を占領・開発度が低い開発区について、審査の上面積を削減或いは降級・廃止

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599